



中小企業組合検定試験のご案内

令和3年度中小企業組合検定試験
「会計」第1問より抜粋

決算関係書類及び事業報告書並びに監査制度に関する次の文章にある **イ** から **ホ** について、語群 A～P の中から最も適切なものを選び、その記号を解答欄に記入してください。

1. (決算関係書類及び事業報告書)

中小企業等協同組合法第40条第2項により、組合には、各事業年度に係る財産目録、**イ**、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(これらを決算関係書類と呼ぶ)及び事業報告書を作成することが要求されている。これらのうち、損益計算書は、1事業年度の損益をその **ロ** 別に収益と費用を対応して示し、組合の **ハ** を表示しようとするものである。

2. (監査制度)

組合の決算関係書類及び事業報告書*は、**ニ** の監査を受けなければならない。そして監査を行う者には、適当な専門能力と実務経験を有していることに加えて、当該組合に対して **ホ** がないこと、監査を行うに当たっては常に公正不偏の態度を保持すること、専門家として正当な注意をもって監査を実施することが求められる。 ※監査権限定組合は会計監査のみとなる。

語群

- | | | | |
|-----------------|----------|---------|-----------|
| A. 会計帳簿 | B. 活動状況 | C. 監事 | D. 機能 |
| E. キャッシュ・フロー計算書 | F. 組合員 | G. 経営成績 | |
| H. 財政状態 | I. 貸借対照表 | J. 代表理事 | K. 強い思い入れ |
| L. 特別の利害関係 | M. 独立性 | N. 発生源泉 | O. 発生場所 |

《解答は、11ページをご覧ください。》

組合運営あれこれ

Q & A



総会の延期・続行手続について

Q 総会の会日中に、何らかの理由により議事を終了できないときは、他の日に延期又は続行することができるということを聞いたが、総会の延期と続行とはどのように違いますか。また、次のような手続に問題はありますか。

Q1 議事の進行状況からみて、会日中に議事が終了しないことが明らかな場合、議場に諮らず議長単独の判断で総会続行の決定をすることができますか。

Q2 総会の席上では、会場確保等の関係から後日の総会の日時や場所を決定することが難しい。日時、場所の決定を議長に一任し、決定し次第速やかに組合員に連絡することとしても問題はありますか。



総会においては延期又は続行の議決をすることができ、その場合改めて総会招集の手続は要しないとされています(中協法第53条の3)。ここにいう延期とは、総会の成立後、議事に入らず、会日を後日に変更することをいい、続行とは、議事に入った後、時間の不足その他の事由により審議未了のまま総会を中断し、残りの議事を後日に継続することをいう。この延期又は続行の議決に基づき後日開かれる総会は通常、継続会といわれています。

このような制度が設けられているのは、何らかの都合により総会を延期又は続行しなければならないとなった場合、総会の招集手続を繰り返さなければならないという煩わしさが生じることを避けるためです。

A1 総会の延期又は続行は総会の決議を要件としているから、総会の議決を経ず、議長の判断のみで延期又は続行を決定することはできません。ただし、この議決は議案そのものに関する議決ではなく、一種の議事進行に関する決議であるから、あらかじめ招集通知に議題として記載されている必要がないことは当然です。

A2 継続会と当初の総会とは同一性を有していなければなりません。そのためには、総会の延期又は続行の議決において、原則として、後日の継続会の日時及び場所を定めることが必要で、期日を定めず、単に総会を後日に延ばすときには、総会は同一性を保ち得ず、改めて招集通知が必要になるとされています。

しかし、実際上会場の都合などで、総会の席上では具体的に決定し得ない場合もあり得るため、その場合、総会が日時、場所の決定を議長に一任し、総会終了後速やかに通知せしめることを議決した時には、総会において日時、場所を定めたものとして有効な延期又は続行の決議がなされたものと解することができます。

なお、この場合、議長の通知は、延期又は続行の趣旨からして、当初の総会出席組合員(書面、代理を含む)に対してすれば足りると解されています。